

## 日光市ナイトタイムエコノミー促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるナイトタイムエコノミーの推進に取り組む事業者を支援することにより、観光客の宿泊を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として交付する日光市ナイトタイムエコノミー促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ナイトタイム おおむね18時から翌日8時までの時間帯のことをいう。
- (2) ナイトタイムエコノミー ナイトタイムの経済活動のことをいう。
- (3) ナイトタイムツアー・コンテンツ ナイトタイムに提供される体験型ツアー又はコンテンツをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内におけるナイトタイムツアー・コンテンツを創出する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内外からの集客が期待できる事業であること。
- (2) 通年で3回以上実施可能であり、事業完了後5年以上継続して行うことができる持続可能な事業であること。
- (3) 事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。
- (4) 本補助金の交付決定を受けた年度内に完了する事業であること。
- (5) ナイトタイムの治安維持など、安全性が十分に考慮された事業であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としたものでないこと。
- (7) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等を受けている又は受ける予定になっているものについては、対象としない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は所在地を有する事業者であること。
- (2) 市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料を完納していること。
- (3) 日光市暴力団排除条例(平成24年日光市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則(平成24年日光市規則第4号)に規定する密接関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当しないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体または事業者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費で別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に発生した経費
- (2) 補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) その他補助することが適当でない認められる経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

2 補助金は、一の補助対象者につき1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

(事業計画の審査等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ナイトタイムツアー・コンテンツに係る事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、市長の審査を受け、認定を受けなければならない。

2 事業計画の認定を受けようとする補助対象者は、日光市ナイトタイムエコノミー促進支援事業補助金審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、役員名簿等補助対象者の概要が分かる書類の写し
- (4) 過去2期分の収支決算書又はそれに準ずる書類(個人事業主を除く。)
- (5) 同意書(様式第2号)

(6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、事業計画の認定に当たっては、内容を審査し、認定の可否を決定し、事業計画(変更)(認定・不認定)通知書(様式第3号)により、当該補助対象者あて通知するものとする。

4 認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、事業計画の変更の認定に当たっては、前項の規定を準用する。

(申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(実績報告等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したとき又は中止若しくは廃止したときは、事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、指定する日までに市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(規則様式第2号)

(2) 収支決算書(規則様式第3号)

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) 補助対象事業の実施状況が分かる写真等の書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、前項の完了報告とは別に補助対象事業の導入効果その他必要な事項について市長に報告しなければならない。

3 補助金の交付の決定を受けた補助対象者のうち前条第2項ただし書に該当する者は、

前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けて導入した備品及び設備は、当該備品及び設備に係る耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)の期間においては、処分できないものとする。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	内訳
需用費	印刷物、看板、消耗品の購入にかかる費用
役務費	郵送料、広告料、手数料
委託料	事業実施にあたり、他者に委託した方が効率的なものについて、委託するための必要な経費(アドバイザー派遣、コンテンツ企画、地図のデザイン等)
使用料及び賃借料	会場借用料、OA機器借上料、その他機材等の借上料
備品購入費	主として事業の執行に要する備品の購入に要する経費
その他	市長が事業実施に必要と認める経費